

①国家賠償法 1 条

2021 国家専門職

国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 国会議員は、立法に関しては、国民全体に対する関係で政治的責任を負っており、また、立法行為を通して個別の国民の権利に対応した関係での法的義務も負っているから、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している場合には、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定の適用上、違法の評価を受ける。

イ. 税務署長が行う所得税の更正は、課税要件事実を認定・判断する上において、必要な資料を収集せず、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような場合は当然のこと、所得金額を過大に認定し更正処分を行った場合においては、そのことを理由として直ちに国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法の評価を受ける。

ウ. 宅地建物取引業法における免許制度は、宅地建物取引業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止等を直接的な目的とするものではなく、こうした損害の救済は一般の不法行為規範等に委ねられているというべきであるから、知事等による免許の付与ないし更新それ自体は、法所定の免許基準に適合しない場合であっても、当該業者の不正な行為により損害を被った取引関係者に対する関係において直ちに国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為に当たるものではない。

エ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為が存在しなければ、被害が生じることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為の不特定を理由に国家賠償法上の損害賠償責任を免れることができない。

オ. およそ警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問し、現行犯人を現認した場合には速やかにその検挙又は逮捕に当たる職責を負っていることから、警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為の違法性を判断するに当たっては、その目的が正当かつ合理的なものであるか否かについてのみ判断すれば足りる。

1. ア、オ
2. イ、ウ
3. ウ、エ
4. ア、エ、オ
5. イ、ウ、エ

ア. ×

判例は、札幌在宅投票事件において、国会議員の立法活動には原則として、国民に対して政治責任を負うに留まり、個別の法的義務を負うものではないとした。もっとも、その立法活動が憲法の一義的な文言に違反しているにも関わらず、あえてそのような立法活動をするような想定しがたい例外的な場合にのみ国家賠償の対象となるとした。したがって、「立法行為を通して個別の国民の権利に対応した関係での法的義務も負っている」の部分が誤りである。

イ. ×

判例は、奈良過大更正国家賠償事件において、税務署が誤って過大に所得税の更正処分を行ったとしても、直ちに国家賠償法上の違法となるわけではなく、職務上尽くすべき注意義務を怠って、漫然と更正処分をしたと認められるような場合に違法となるとした。したがって、「所得金額を過大に認定し更正処分を行った場合においては、そのことを理由として直ちに国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法の評価を受ける」の部分が誤りである。

ウ. ○

判例は、京都宅建業者事件において、免許を付与した業者が不正な行為により取引相手に損害を与えたことに加え、これを知りながら行政庁が免許付与の取消処分を直ちに行わなかったとしても、行政庁が行政指導や不利益処分の手続を続けていた点と、不動産取引によって損害が発生しても免許付与をした行政庁が責任を持つものではなく、通常のように民事訴訟で取引相手方への損害賠償請求によって解決すべきものである点を指摘して、国家賠償を認めなかった。

エ. ○

判例は、岡山税務署健康診断事件において、国家賠償の違法は請求側に立証責任があり、原則的にはどの公務員の、どの行為が違法であるか特定し立証しなければならない。しかし、例外的に、一連の行為のうちのいずれかに違法行為がなければ被害が生じることもなく、かつ、それがどの行為でもその被害は国又は公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべきものであり、一連の行為のどれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたると立証できたときには特定できなくともよいとした。

オ. ×

判例は、富山パトカー追跡事件において、警察官には捜査のために追跡行為が必要であるから、この行為自体に違法が認められるには、追跡目的に照らして不必要といえるか、逃走や道路の状態から追跡が不当といえるかなどの状況が必要であるとした。したがって、「その目的が正当かつ合理的なものであるか否かについてのみ判断すれば足りる」の部分が誤りである。

よって、妥当なものはウとエなので正解は3となる。

2020 特別区

国家賠償法に関するA～Dの記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものを選んだ組み合わせはどれか。

- A. 町立中学校の生徒が課外のクラブ活動中の生徒とした喧嘩により左眼を失明した事故について、課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることに鑑みれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではないとした。
- B. 公立図書館の職員である公務員が、閲覧に供されている図書の廃棄について、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたとしても、当該図書の著作者は、自らの著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されることにつき、何ら法的な権利利益を有するものではないから、本件廃棄について国家賠償法上違法となるということとはできないとした。
- C. 在留資格を有しない外国人に対する国民健康保険の適用について、ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記公務員に過失があったものとするとは相当ではないとした。
- D. 都道府県による児童福祉法の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設において、国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合、当該被用者の行為が公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うときは、被用者個人は民法に基づく損害賠償責任を負わないが、使用者は民法に基づく損害賠償責任を負うとした。

1. A、B
2. A、C
3. A、D
4. B、C
5. B、D

A. ○

クラブ活動失明国家賠償事件において、課外クラブ活動が学校教育の一環であるから事故の発生を未然に防ぐ注意義務は認められるものの、個々の活動に立ち合い、監視指導する程度までの注意義務はないとした。

B. ×

判例は、図書廃棄国家賠償事件において、閲覧可能となった図書の著者にとっては意見を公衆に伝達する公的な場となり人格的利益が認められることから、公務員が図書の廃棄につき、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いを行ったときには、国家賠償法の違法となるとした。したがって、「何ら法的な権利利益を有するものではないから…違法となるということはできないとした」の部分が誤りである。

C. ○

法律解釈が誤っていて行政処分が違法となり取り消されることはあっても、法律解釈を誤ったこと自体が違法となり国家賠償の対象となるのは、制限されている。法律解釈に異なる見解が対立し、他の行政機関もどちらの取り扱いもあり得る状況で、相当の根拠がある場合には過失があるとはいえないからである。

D. ×

判例は、児童養護施設事件において、入所している児童が別の児童から暴行を受けた場合には監護行為に過失があるといえるがこの監護行為がそもそも公務員の職務行為といえるか問題となるところ、養護施設は社会法人が運営するもので行政機関が運営するものではないものの、児童福祉法などに基づいて、国や地方公共団体が行うべき事務であり、必要な権限を委譲されて行使していることから、公権力の行使である公務員の職務行為と評価すべきであるとした。また、県が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う場合には、職員の使用人は、民法715条に基づく損害賠償責任を負わないとした。したがって、「使用人は民法に基づく損害賠償責任を負うとした」の部分が誤りである。

よって、妥当なものはAとCなので正解は2である。

2019 国家一般職

国家賠償に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 公務員が、客観的に職務執行の外形を備える行為によって他人に被害を生ぜしめた場合において、当該公務員が自己の職務権限を行使する意思を有していたときは、国又は公共 団体は損害賠償責任を負うが、当該公務員が自己の利を図る意図を有していたにすぎないときは、国又は公共団体は損害賠償責任を負わない。

イ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができない。

ウ. 逮捕状は発付されたが、被疑者が逃亡中のため、逮捕状の執行ができず、逮捕状の更新が繰り返されている時点であっても、被疑者の近親者は、被疑者のアリバイの存在を理由に、逮捕状の請求、発付における捜査機関又は令状発付裁判官の被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があったとする判断の違法性を主張して、国家賠償を請求することができる。

エ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法第 1 条第 1 項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生ずるものではなく、当該責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同様に認め得るような特別の事情があることが必要である。

オ. 都道府県が行った児童福祉法に基づく入所措置によって社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する当該施設の職員による養育監護行為については、当該施設の職員が都道府県の職員ではない以上、都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解することはできない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

ア. ×

判例は、川崎駅警察官強盗殺人事件において、警察官が警察官の服装で被害者を連行し金銭を騙し取って逃げようとしたところ、被害者に泥棒と叫ばれたため、拳銃で撃ち殺した場合、職務として行った行為でなくとも、外形的に職務執行とみなされる行為であれば「職務を行うについて」という要件を満たすとした。したがって、「当該公務員が自己の利を図る意図を有していたにすぎないときは…損害賠償責任を負わない」の部分が誤りである。

イ. ○

判例は、岡山税務署健康診断事件において、原則的には被害を発生させた行為、発生させた者を特定して被害を証明しなければならないが、例外的にこのような要件を満たすことができれば、国家賠償法1条1項の請求をすることができるとした。

ウ. ×

判例は、逮捕状更新損害賠償事件において、被疑者が逃亡をしている状況で逮捕状の効力を維持するために逮捕状の更新を繰り返すことに対して、被疑者のアリバイを主張して違法を主張することは認められないとした。これを認めると、未だ逮捕していない状況で、更新ごとに逮捕の適否を判断しなければならなくなり、捜査に重大な支障をきたすこととなり、妥当でないとした。したがって、「国家賠償を請求すること ができる」の部分が誤りである。

エ. ○

国会議員が議会で自由な発言ができるよう保障しなければならないので、国家賠償の対象となる範囲を厳格に解さなければならない。

オ. ×

判例は、児童養護施設事件において、入所している児童が別の児童から暴行を受けた場合には監護行為に過失があるといえるがこの監護行為がそもそも公務員の職務行為といえるか問題となるところ、養護施設は社会法人が運営するもので行政機関が運営するものではないものの、児童福祉法などに基づいて、国や地方公共団体が行うべき事務であり、必要な権限を委譲されて行使していることから、公権力の行使である公務員の職務行為と評価すべきであるとした。したがって「当該施設の職員が都道府県の職員でない以上、都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解することはできない」の部分が誤りである。

よって、妥当なものはイとエなので正解は4となる。

2018 国家一般職

国家賠償法第 1 条に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解してこれに立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに当該公務員に国家賠償法第 1 条第 1 項にいう過失があったものとするのは相当でない。
- イ. 警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法第 1 条第 1 項の適用上違法であるというためには、追跡が現行犯逮捕、職務質問等の職務の目的を遂行する上で不必要であるか、又は逃走車両の走行の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生 of 具体的危険性の有無・内容に照らして追跡の開始、継続若しくは方法が不相当であることを要する。
- ウ. 保健所に対する国の嘱託に基づいて公共団体の職員である保健所勤務の医師が国家公務員の定期健康診断の一環としての検診を行った場合、当該医師の行った検診行為は国の公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為と解すべきであり、当該医師の行った検診に過誤があったため受診者が損害を受けたときは、国は国家賠償法第 1 条第 1 項の規定による損害賠償責任を負う。
- エ. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合において、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償責任を負うときであっても、同項は組織法上の公務員ではないが国家賠償法上の公務員に該当する者の使用者の不法行為責任まで排除する趣旨ではないから、使用者は民法第 715 条に基づく損害賠償責任を負う

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、エ

ア. ○

法律解釈が誤っていて行政処分が違法となり取り消されることはあっても、法律解釈を誤ったこと自体が違法となり国家賠償の対象となるのは、制限されている。法律解釈に異なる見解が対立し、他の行政機関もどちらの取り扱いもあり得る状況で、相当の根拠がある場合には過失があるとはいえないからである。

イ. ○

判例は、富山パトカー追跡事件において、警察官には捜査のために追跡行為が必要であるから、この行為自体に違法が認められるには、追跡目的に照らして不必要といえるか、逃走や道路の状態から追跡が不相当といえるかなどの状況が必要であるとした。

ウ. ×

判例は、岡山税務署健康診断事件において、税務署職員が国家公務員法に基づいて受けた健康診断に異常が見られたものの、税務署長らからこれを知らされず、その結果、次の健康診断で発覚するまでに病状が悪化したので国家賠償を求めたところ、通常の医師の診断行為と異なるところがないものであるから、それ自体は公権力の行使たる性質を有しないので、公務員の職務上の行為とはいえないとし、国家賠償を認めなかった。したがって、「当該医師の行った検診行為は国の公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為と解すべきであり…損害賠償責任を負う」の部分が誤りである。

エ. ×

公務員が第三者に損害を与え、それが公権力の行使にあたる行為であったと認定できる場合は、第三者に対して公務員は責任を負わず、国または地方公共団体が国家賠償法に基づいて責任を負う。そして、第三者に損害を与えたのが公務員でなくても、公権力の行使にあたる行為の場合には、損害を与えた個人もその使用者も同様に責任を負わない。したがって、「使用者は民法第715条に基づく損害賠償責任を負う」の部分が誤りである。

よって、妥当なものはアとイなので正解は1となる。

国家賠償に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 国家賠償法第1条第1項にいう「公権力の行使」について、公立学校は国又は公共団体に該当せず、公立学校における教師の教育活動は公権力の行使には含まれないため、市立中学校において体育の授業中に教師の注意義務違反により生じた事故は、国家賠償の対象とはならない。
- イ. 裁判官がした争訟の裁判について、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでなく、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官に付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと認められるような特別の事情が必要である。
- ウ. 国会議員は、立法に関し、国民全体に対する政治的責任のみならず、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務も負っていることから、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行ったというような特別の事情がなくても、法律の内容が違憲である場合は当該立法が違法となるため、国会議員の立法行為は原則として国家賠償の対象となる。
- エ. 税務署長が行った所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、直ちに国家賠償法上違法とはならず、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定・判断する上で、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認められるような事情がある場合に限り、違法の評価を受ける。
- オ. 犯罪の被害者が公訴の提起によって受ける利益は、公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、被害者は、検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

ア. ×

判例は、教育活動国家賠償事件において、学校の教育活動には危険を伴うものもあり、この危険から事故を防止すべき注意義務がある。そして、公立学校は国や地方公共団体に属するから、公立学校の教育活動は公権力の行使に含まれ、注意義務違反があれば、国家賠償法上の違法となるとした。したがって、この記述は全体的に誤りである。

イ. ○

判例は、争訟裁判国家賠償事件において、裁判の判断や手続に誤りがあっても、これを是正するために上訴などの手続が用意されていることから、原則的には国家賠償の対象とならない。もっとも、裁判官が不当な目的をもって裁判したなどの特別な事情がある場合には国家賠償の対象となるとした。

ウ. ×

判例は、札幌在宅投票事件において、国会議員の立法活動には原則として、国民に対して政治責任を負うに留まり、個別の法的義務を負うものではないとした。もっとも、その立法活動が憲法の一義的な文言に違反しているにも関わらず、あえてそのような立法活動をするような想定しがたい例外的な場合にのみ国家賠償の対象となるとした。したがって、「国民全体に対する政治的責任のみならず…原則として国家賠償の対象となる」の部分が誤りである。

エ. ○

判例は、奈良過大更正国家賠償事件において、税務署が誤って過大に所得税の更正処分を行ったとしても、直ちに国家賠償法上の違法となるわけではなく、職務上尽くすべき注意義務を怠って、漫然と更正処分をしたと認められるような場合に違法となるとした。

オ. ○

判例は不起訴処分国家賠償事件において、検察官は公益の観点から犯罪を犯した者を起訴するかどうか判断することができ、犯罪の被害者が受ける利益は単なる反射的利益にすぎず、検察官が起訴するかどうかは法律上保護された利益とはいえない。よって、国家賠償法上の損害があるとはいえないとした。

よって、妥当なものはイとエとオなので正解は5となる。

2018 特別区

国家賠償法に規定する公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づく損害賠償責任に関する A～D の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものを選んだ組み合わせはどれか。

- A. 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努める義務を負うため、故障した大型貨物自動車 が 87 時間にわたって放置され、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかった場合には、道路管理に瑕疵があり、当該道路管理者は損害賠償責任を負うとした。
- B. 工事実施基本計画が策定され、当該計画に準拠して改修、整備がされた河川は、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足りる安全性を備えるだけでは不十分であり、水害が発生した場合において、当該河川の改修、整備がされた段階において想定された規模の洪水から当該水害の発生の危険を通常予測することができなかった場合にも、河川管理者は損害賠償責任を負うとした。
- C. 校庭内の設備等の設置管理者は、公立学校の校庭開放において、テニスコートの審判台が本来の用法に従って安全であるべきことについて責任を負うのは当然として、幼児を含む一般市民の校庭内における安全につき全面的な責任を負うため、通常予測し得ない行動の結果生じた事故についても、当該設置管理者は損害賠償責任を負うとした。
- D. 国家賠償法の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態であるが、営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合も含み、その危害は、営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するそれも含むため、国際空港に離着陸する航空機の騒音等による周辺住民の被害の発生は、当該空港の設置、管理の瑕疵の概念に含まれ、当該空港の設置管理者は損害賠償責任を負うとした。

1. A、B
2. A、C
3. A、D
4. B、C
5. B、D

A. ○

道路は河川と異なり、安全性確保が容易であることから、故障した車が長時間にわたり放置され、適切な安全措置がとられなかった場合には瑕疵がみとめられ、国家賠償が認められるとした。

B. ×

判例は、多摩川水害訴訟において、改修が完了した河川の安全性は、工事実施基本計画に定める規模の洪水から予測される災害の防止をするに足りるものをいうとし、当時の防災水準に照らしても回避できないものであれば、河川管理の瑕疵を問うことはできないとした。したがって、「河川管理者は損害賠償責任を負うとした」の部分が誤りである。

C. ×

判例は、校庭解放審判台転倒事件において、解放されていた中学校の校庭で遊んでいた子供が審判台の下敷きになって死亡した場合、本来の用法に従わずに利用した場合の責任は保護者にあり、このような異常な行動まで管理者が責任を負うのは相当でないとした。したがって、「通常予測し得ない行動の結果生じた事故についても、当該設置管理者は損害賠償責任を負うとした」の部分が誤りである。

D. ○

判例は、大阪空港訴訟において、国営として管理されていた空港の騒音、振動などを理由に国家賠償を求めたところ、国家賠償法2条1項の「営造物の設置又は管理の瑕疵」には営造物の欠陥だけでなく、その利用によって生じる危害も含まれるとし、さらに損害賠償請求ができるのはその利用者だけでなく、被害を受けた第三者も可能であるとした。

よって、妥当なものはAとDなので正解は3となる。

③国家賠償法総合

2022 国家一般職

国家賠償法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 国家賠償法第1条が適用されるのは、公務員が主観的に権限行使の意思をもって行った職務執行につき違法に他人に損害を加えた場合に限られるものであり、客観的に職務執行の外形を備える行為であっても、公務員が自己の利を図る意図をもって行った場合は、国又は公共団体は損害賠償の責任を負わないとするのが判例である。
2. 公権力の行使に当たる公務員の職務行為に基づく損害については、国又は公共団体が賠償の責任を負い、職務の執行に当たった公務員は、故意又は重過失のあるときに限り、個人として、被害者に対し直接その責任を負うとするのが判例である。
3. 保健所に対する国の嘱託に基づき、県の職員である保健所勤務の医師が国家公務員の定期健康診断の一環としての検診を行った場合、当該医師の行った検診及びその結果の報告は、原則として国の公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為と解すべきであり、当該医師の行った検診に過誤があったため受診者が損害を受けたときは、国は国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償責任を負うとするのが判例である。
4. 国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が有すべき安全性を欠いている状態をいうが、そこにいう安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって一般的に危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含み、また、その危害は、当該営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するそれをも含むとするのが判例である。
5. 外国人が被害者である場合には、国家賠償法第1条については、相互の保証があるときに限り、国又は公共団体が損害の賠償責任を負うが、同法第2条については、相互の保証がないときであっても、国又は公共団体が損害の賠償責任を負う。

1. ×

判例は、川崎駅警察官強盗殺人事件において、警察官が警察官の服装で被害者を連行し金銭を騙し取って逃げようとしたところ、被害者に泥棒と叫ばれたため、拳銃で撃ち殺した場合、職務として行った行為でなくとも、外形的に職務執行とみなされる行為であれば「職務を行うについて」という要件を満たすとした。したがって、「責任を負わないとするのが判例である」の部分が誤りである。

2. ×

国家賠償法は国や地方公共団体への損害賠償とともに公務員個人への損害賠償を求めることは可能か明文規定を置いていないが、個人への請求を認めると職務執行を委縮させるおそれがあるので、どのような場合でも相手方から個人への請求は認めていない。もっとも、国や地方公共団体は、公務員に故意・重過失があったときに限って求償権を有するとしている。したがって、「個人として、被害者に対して直接その責任を負うとするのが判例である」の部分が誤りである。

3. ×

判例は、岡山税務署健康診断事件において、税務署職員が国家公務員法に基づいて受けた健康診断に異常が見られたものの、税務署長らからこれを知らされず、その結果、次の健康診断で発覚するまでに病状が悪化したので国家賠償を求めたところ、通常の医師の診断行為と異なるところがないものであるから、それ自体は公権力の行使たる性質を有しないので、公務員の職務上の行為とはいえないとし、国家賠償を認めなかった。したがって、この記述は全体的に誤りである。

4. ○

判例は、大阪空港訴訟において、国営として管理されていた空港の騒音、振動などを理由に国家賠償を求めたところ、国家賠償法2条1項の「営造物の設置又は管理の瑕疵」には営造物の欠陥だけでなく、その利用によって生じる危害も含まれるとし、さらに損害賠償請求ができるのはその利用者だけでなく、被害を受けた第三者も可能であるとした。

5. ×

国家賠償法6条は、外国人が被害者である場合、相互保証つまり相手国も日本人に対して損害賠償請求を認める制度を有しているときに限って、国家賠償法が適用されるとしている。したがって、「同法第2条については、相互の保証がないときであっても、国又は公共団体が損害の賠償責任を負う」の部分が誤りである。

損失補償

2021 特別区

行政法学上の損失補償に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

1. 倉吉都市計画街路事業の用に供するための土地収用では、土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復を図ることを目的とするものではないから、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償を要しないとした。
2. 旧都市計画法に基づき決定された都市計画に係る計画道路の区域内の土地が、現に都市計画法に基づく建築物の建築の制限を受けているが、都道府県知事の許可を得て建築物を建築することは可能である事情の下で、その制限を超える建築物の建築をして上記土地を含む一団の土地を使用できないことによる損失について、その共有持分権者が直接憲法を根拠として補償を請求できるとした。
3. 憲法は、財産権の不可侵を規定しており、国家が私人の財産を公共の用に供するには、これにより私人の被るべき損害を填補するに足りるだけの相当な賠償をしなければならず、政府が食糧管理法に基づき個人の産米を買上げるには、供出と同時に代金を支払わなければならないとした。
4. 戦争損害はやむを得ない犠牲なのであって、その補償は、憲法の全く予想しないところで、憲法の条項の適用の余地のない問題といわなければならない、平和条約の規定により在外資産を喪失した者は、国に対しその喪失による損害について補償を請求することはできないとした。
5. 自作農創設特別措置法の農地買収対価が、憲法にいうところの正当な補償に当たるかどうかは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額をいうのであって、常にかかる価格と完全に一致することを要するものであるとした。

1. ×

判例は、土地収用に関して、正当な補償とはその当時において合理的に算出された額をいうとして、相当補償の考えを採用したものと、特別な犠牲から回復することを趣旨としているから収用の前後を比較して完全な補償を必要とするという完全補償の考えを採用したものがある。よって、完全な補償が不要であるといえるわけではない。したがって、この記述は全体的に誤りである。

2. ×

判例は、市道区域決定処分取消等請求事件において、都市計画によって建築制限が設けられ、都市計画は長年進んでいない状況があり、建築制限が効果的に機能しているとは言えない状況が長期間あるので合理的な制限とはいえ、損失補償を拒むことはできないと考えられるとした。もっとも、その建築制限があっても土地を有効活用すれば容積率の問題を解決できる状況であると認められるので、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものとは未だいえなかった。したがって、「直接憲法を根拠として補償を請求できるとした」の部分が誤りである。

3. ×

判例は、食糧管理法違反において、憲法には正当な補償とはあるが、同時に補償すべきとは規定しないので、遅延による損害補填は別として、同時履行の關係に立たないとした。したがって、「供出と同時に代金を支払わなければならないとした」の部分が誤りである。

4. ○

判例は、在外財産喪失損失補償事件において、戦時中は国の存亡にかかわる非常事態であり、国民のすべてが生命、身体、財産の犠牲を支払っており、国民等しく受忍しなければならなかった状況であり、このような損害に対する補償は憲法の全く予定していないものであるとして、損失補償を認めなかった。

5. ×

判例は、自作農創設特別措置法事件において、農地買収における補償の額が実際にかかる費用と一致する必要はなく、当時の経済状況から算出される相当な額であればよいとした。これは、公共の福祉のために財産権の使用や処分に権利制限がなされることがあり、自由な取引による価格の成立が認められないことも多々あるからである。したがって、「完全に一致することを要するものであるとした」の部分が誤りである。

損失補償に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 主として国の歴史を理解し往時の生活・文化等を知り得るという意味での歴史的・学術的な価値は、特段の事情のない限り、当該土地の不動産としての経済的・財産的価値を何ら高めるものではなく、その市場価格の形成に影響を与えることはないというべきであって、このような意味での文化財的価値なるものは、それ自体経済的評価になじまないものとして、土地収用法上損失補償の対象とはなり得ない。

イ. 財産上の犠牲が単に一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超え、特別の犠牲を課したものである場合であっても、これについて損失補償に関する規定がないときは、当該制限については補償を要しないとする趣旨であることが明らかであるから、直接憲法第 29 条第 3 項を根拠にして補償請求をすることはできない。

ウ. 警察法規が一定の危険物の保管場所等につき保安物件との間に一定の離隔距離を保持すべきことなどを内容とする技術上の基準を定めている場合において、道路工事の施行の結果、警察違反の状態を生じ、危険物保有者がその技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによって損失を被ったときは、当該者はその損失の補償を請求することができる。

エ. 火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地について、消防吏員又は消防団員が、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要がある場合において、これを使用し、処分し又はその使用を制限したときは、そのために損害を受けた者があっても、その損失を補償することを要しない。

オ. 国家が私人の財産を公共の用に供するには、これによって私人の被るべき損害を填補するに足りるだけの相当な賠償をしなければならないことはいうまでもないが、憲法は、補償の時期については少しも言明していないのであるから、補償が財産の供与と交換的に同時に履行されるべきことについては、憲法の保障するところではない。

1. ア、オ
2. イ、ウ
3. ア、ウ、エ
4. ア、エ、オ
5. イ、ウ、オ

ア. ○

判例は、堤防補償金増額請求事件において、江戸時代からある堤防の敷地が収容された場合、その歴史的文化的価値は不動産の市場価値には影響を与えないため、損失補償の増額は認められないとした。

イ. ×

その法令に損失補償の規定がなくても、憲法 29 条 3 項を直接、法律の根拠として損失補償を請求することができる。また、損失補償の規定がないからといって、その法令が違憲となるものでもない。したがって、「補償請求をすることはできない」の部分が誤りである。

ウ. ×

判例は、損失補償裁決取消事件において、道路工事によって、消防法で定められた安全距離基準の指定の距離が変わり、ガソリントankを移転しなければならなくなった場合にその費用を損失補償の対象となるか問題となったところ、損失補償は土地の形状変更を理由として工作物の修繕、移転に限られ、道路法の目的とは異なる、他の目的による規制のために移転する場合は対象外であるとした。したがって、「当該者はその損失の補償を請求することができる」の部分が誤りである。

エ. ○

延焼防止損害賠償事件において、消火活動のために損害を受けた場合に消防法の規定によって、損失補償を請求するためには、「当該処分等が、火災が発生しようとし、もしくは発生し、または延焼のおそれがある消防対象物およびこれらのもののある土地以外の消防対象物および立地に対しなされたものであり、かつ、処分等が消火もしくは延焼の防止または人命の救助のために緊急の必要があるときになされたものであることを要する」とした。したがって、この記述は全体的に誤りである。

オ. ○

判例は、食糧管理法違反において、憲法には正当な補償とはあるが、同時に補償すべきとは規定しないので、遅延による損害補填は別として、同時履行の關係に立たないとした。

よって、妥当なものはアとエとオなので正解は4となる。

2019 特別区

行政法学上の損失補償に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 国家が私人の財産を公共の用に供するには、これによって私人の被るべき損害を填補するに足りるだけの相当な賠償をしなければならないことは言うまでもなく、憲法の規定は補償の時期について少しも言明していないものの、補償が財産の供与と交換的に同時に履行されるべきことについては憲法の保障するところであるとした。
2. 石油給油所においてガソリンの地下貯蔵タンクを埋設していたところ、道路管理者の道路工事の施行に伴い、その設置状況が消防法の技術上の基準に適合しなくなり警察違反の状態を生じたため別の場所に移設せざるを得なくなったことによる損失は、道路工事の施行により警察規制に基づく損失が現実化するに至ったものであり、この損失は道路法の定める補償の対象に属するとした。
3. 土地収用法の通常受ける損失とは、経済的価値でない特殊な価値についても補償の対象としており、福原輪中堤は江戸時代初期から水害より村落共同体を守ってきた輪中堤の一つとして歴史的、社会的、学術的価値を内包し、堤防の不動産としての市場価値を形成する要素となり得るような価値を有することは明らかであるから、かかる価値も補償の対象となり得るとした。
4. 火災の際の消防活動により損害を受けた者がその損失の補償を請求しうるには、消防法による処分が、火災が発生しようとし、若しくは発生し、又は延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地以外の消防対象物及び立地に対しなされたものであり、かつ、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときになされたものであることを要するとした。
5. 政府の責任において締結した平和条約により被った在外資産の喪失という戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、国民のひとしく堪え忍ばなければならないやむを得ない犠牲であるが、私有財産不可侵の原則により原所有者に返還されるべき在外資産は、憲法の規定を適用して具体的な補償請求をなしうるとした。

1. ×

判例は、食糧管理法違反において、憲法には正当な補償とはあるが、同時に補償すべきとは規定しないので、遅延による損害補填は別として、同時履行の關係に立たないとした。したがって、「補償が財産の供与と交換的に同時に履行されるべきことについては憲法の保障するところであるとした」の部分が誤りである。

2. ×

判例は、損失補償裁決取消事件において、道路工事によって、消防法で定められた安全距離基準の指定の距離が変わり、ガソリントankを移転しなければならなくなった場合にその費用を損失補償の対象となるか問題となったところ、損失補償は土地の形状変更を理由として工作物の修繕、移転に限られ、道路法の目的とは異なる、他の目的による規制のために移転する場合は対象外であるとした。したがって、「道路工事の施工により警察規制に基づく損失が現実化するに至ったものであり、この損失は道路法の定める補償の対象に属するとした」の部分が誤りである。

3. ×

判例は、堤防補償金増額請求事件において、江戸時代からある堤防の敷地が収容された場合、その歴史的文化的価値は不動産の市場価値には影響を与えないため、損失補償の増額は認められないとした。したがって、「経済的価値でない特殊な価値についても補償の対象としており…かかる価値も補償の対象となり得るとした」の部分が誤りである。

4. ○

延焼防止損害賠償事件において、消火活動のために損害を受けた場合に消防法の規定によって、損失補償を請求するためには、「当該処分等が、火災が発生しようとし、もしくは発生し、または延焼のおそれがある消防対象物およびこれらのもののある土地以外の消防対象物および立地に対しなされたものであり、かつ、処分等が消火もしくは延焼の防止または人命の救助のために緊急の必要があるときになされたものであることを要する」とした。

5. ×

判例は、在外財産喪失損失補償事件において、戦時中は国の存亡にかかわる非常事態であり、国民のすべてが生命、身体、財産の犠牲を支払っており、国民等しく受忍しなければならなかった状況であり、このような損害に対する補償は憲法の全く予定していないものであるとして、損失補償を認めなかった。したがって、「私有財産不可侵の原則により原所有者に返還されるべき在外資産は、憲法の規定を適用して具体的な補償請求をなしうとした」の部分が誤りである。

2015 国家一般職

損失補償に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 日本国憲法は、財産権の保障とともに私有財産が公共のために用いられた場合の損失の補償についても明文で規定している。また、明治憲法においても、財産権の保障のみならず損失補償についても明文で規定していた。
- イ. 都市計画法上の土地利用制限は、そのみで直ちに憲法第 29 条第 3 項にいう私有財産を公共のために用いることにはならず、当然に同項にいう正当な補償を必要とするものではないが、土地利用制限が 60 年を超える長期間にわたって課せられている場合、当該制限は、制限の内容を考慮するまでもなく、権利者に受忍限度を超えて特別の犠牲を課すものであり、同項にいう私有財産を公共のために用いる場合に当たるものとして、損失の補償が必要であるとするのが判例である。
- ウ. 土地収用法に基づく収用の場合における損失の補償には、収用される権利の対価の補償のみならず、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失など、収用によって権利者が通常受ける付随的な損失の補償も含まれる。
- エ. 公用収用の対象となった物が経済的価値でない歴史的・文化財的価値を有する場合、当該価値が広く客観性を有するものと認められるときは、損失補償の対象となるとするのが判例である。
- オ. 公用収用における損失の補償は、土地等の取得又は使用に伴い当該土地等の権利者が受ける損失の補償に限られず、当該権利者以外の者に対して損失を補償する少数残存者補償や離職者補償についても、裁判上の請求権として法律上認められている。

1. イ
2. ウ
3. ア、オ
4. イ、エ
5. ウ、エ

ア. ×

日本国憲法では損失補償について規定され、これを法律の根拠とすることができる。一方で、明治憲法ではこのような規定はなかった。

イ. ×

判例は、市道区域決定処分取消等請求事件において、都市計画によって建築制限が設けられ、都市計画は長年進んでいない状況があり、建築制限が効果的に機能しているとは言えない状況が長期間あるので合理的な制限とはいえ、損失補償を拒むことはできないと考えられるとした。もっとも、その建築制限があっても土地を有効活用すれば容積率の問題を解決できる状況であると認められるので、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものとは未だいえないとした。したがって、「制限の内容を考慮するまでもなく、権利者に受忍限度を超えて特別の犠牲を課すものであり、同項にいう私有財産を公共のために用いる場合に当たるものとして、損失の補償が必要である」の部分が誤りである。

ウ. ○

土地収用法 88 条は「通常受ける損失」を補償の対象としており、営業上の損失や賃貸料の損失は、客観的にみて、通常発生するであろう経済的損失と予測できるので、これに含まれるとしている。

エ. ×

判例は、堤防補償金増額請求事件において、江戸時代からある堤防の敷地が収容された場合、その歴史的文化的価値は不動産の市場価値には影響を与えないため、損失補償の増額は認められないとした。

オ. ×

例外的に、個別の法律によって、ダム建設のために村落のほとんどが土地収用され、残った土地では十分な生活共同体を構成できないなど著しい損害がある場合には損失補償がなされる規定はあるものの、一般的な裁判上の請求権として法律上認められているわけではない。したがって、「裁判上の請求権として法律上認められている」の部分が誤りである。

よって、妥当なものはウなので正解は2となる。

損失補償に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なものはどれか。

1. 土地収用法第 88 条における「通常受ける損失」には、客観的社会的にみて収用にに基づき被収用者が当然に受けるであろうと考えられる経済的・財産的な損失のみならず、文化的価値についての損失も原則として含まれる。
2. 道路工事の施行の結果、警察法規違反の状態を生じ、危険物保有者が当該警察法規の定める技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによって損失を被った場合、一般的に当然受忍すべきものとされる制限の範囲を超えているため、当該損失は道路法の定める補償の対象となる。
3. 土地収用における被収用者は、土地収用法所定の損失補償に関する訴訟において、裁判所が認定した正当な補償額と収用委員会の裁決に定められた補償額との差額については当然請求することができるが、当該差額に対する権利取得の時期からその支払済みに至るまで民法所定の法定利率に相当する金員を請求することはできない。
4. 対日平和条約による在外資産の喪失のような戦争損害は、憲法の全く想定していない損害であるが、国家公共の目的のために課せられた損失という一面を持つため、その喪失は公用収用と認められ、憲法第 29 条第 3 項によって補償を請求することができる。
5. 都府の行政財産である土地につき建物所有を目的とし期間の定めなくなされた使用許可が、当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消されたときは、使用権者は、特別の事情のない限り、当該取消しによる土地使用権喪失についての補償を求めることはできない。

1. ×

判例は、堤防補償金増額請求事件において、江戸時代からある堤防の敷地が収容された場合、その歴史的文化的価値は不動産の市場価値には影響を与えないため、損失補償の増額は認められないとした。したがって、「文化的価値についての損失も原則として含まれる」の部分が誤りである。

2. ×

その法令に損失補償の規定がなくても、憲法 29 条 3 項を直接、法律の根拠として損失補償を請求することができる。また、損失補償の規定がないからといって、その法令が違憲となるものでもない。したがって、「補償請求をすることはできない」の部分が誤りである。

3. ×

判例は、土地収用補償金増額事件において、正当な補償額であるかを争い、紛争解決に至った時期によって、収用されて補償額の支払が本来あるべき時期から実際の支払時期までの期間が生じてしまった場合は、民法の一般原則に従い、その期間の法定利息を支払わなければならないとした。したがって、「該差額に対する権利取得の時期からその支払済みに至るまで民法所定の法定利率に相当する金員を請求することはできない」の部分が誤りである。

4. ×

判例は、在外財産喪失損失補償事件において、戦時中は国の存亡にかかわる非常事態であり、国民のすべてが生命、身体、財産の犠牲を支払っており、国民等しく受忍しなければならなかった状況であり、このような損害に対する補償は憲法の全く予定していないものであるとして、損失補償を認めなかった。したがって、「その喪失は公用収用と認められ、憲法第 29 条第 3 項によって補償を請求することができる」の部分が誤りである。

5. ○

判例は、都有行政財産使用許可取消事件において、行政財産を使用できる権利を与えられたときは、その使用権を与えた本来の目的が消滅した場合にはもはや行政財産を使用させる理由はないから、原則として使用権は消滅するとした。また、例外的に使用権に対して支払った対価を十分に償却できていないような特別の事情がある場合にのみ使用権は存続するとした。